

男女共同参画 KOTO プラン 2026
～誰もが自分らしく生きるために～
(素案)

令和7年12月
江 東 区

はじめに

区長挨拶掲載予定

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 江東区を取り巻く動き	1
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4
5 計画の基本理念	5
第2章 計画の内容	6
1 計画の体系	6
2 計画の見方	8
目標I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります	9
目標II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します	18
目標III 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を 支援します	29
目標IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を 抱える女性への支援体制を強化します	39
第3章 計画の推進について	51
1 推進体制	51
2 計画の進行管理	51

目 次

資料編

***** * * * * *

第1章 計画の基本的な考え方

1 ➤ 計画策定の趣旨

区では、男女共同参画社会の実現を目指し、社会情勢や状況の変化に応じて、これまで第7次までの男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。令和7（2025）年7月には、多様性を認め合う社会の実現を目指し、「江東区男女共同参画条例」を一部改正し、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、すべての区民が互いの人権を尊重し、性別等にかかわりなく性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合う江東区の実現を目指し、施策を推進しています。

本計画は、「男女共同参画KOTOプラン2021（第7次男女共同参画行動計画）」（以下「第7次行動計画」という。）の具体的な行動期間が終了することから、第7次行動計画で掲げた基本理念を踏襲し、関係する法制度や社会の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 ➤ 江東区を取り巻く動き

（1）国の動向

近年、国においては、ジェンダー平等の実現に向けた取り組みが加速しています。SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、ジェンダー平等は重要な柱とされており、2030年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。日本のジェンダーギャップ指数は依然として低水準にあり、特に政治・経済分野での女性参画の遅れが課題とされています。

令和2（2020）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和7（2025）年には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が公表されました。これらの計画では、女性の活躍促進を加速させるため、地域づくり、魅力的な職場づくり、意思決定層への女性参画、性暴力防止、国際協調などを柱に、総合的な施策が展開されています。

また、令和7年6月に「独立行政法人男女共同参画機構法」等が成立し、これにより「独立行政法人国立女性教育会館」は令和8年4月より、その機能を強化・拡充したうえで、「独立行政法人男女共同参画機構」として再編・再出発する予定です。ナショナルセンターとしての役割を担うことで、地方公共団体との連携強化が図られます。これに伴い、地方自治体には男女共同参画センターの機能強化や体制整備が求められています。

現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けた議論が進行中であり、目指すべき社会像として以下の4点が掲げられています。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

これらの方向性は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）などの法制度の改正・整備と連動し、制度面からも支えられています。

（2）東京都の動向

都では、令和4（2022）年に「東京都男女平等参画推進総合計画」を改定し、女性活躍推進法やDV防止法に基づく複数の計画を統合的に推進しています。都が掲げる「未来の東京」戦略では、「女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」の実現を目指し、政策の3本柱として「意思決定への参画促進」「働き方改革」「暴力の根絶」を位置づけています。

また、性的指向・性自認に関する施策として、令和5（2023）年に「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、差別の解消、相談支援の充実、理解促進を通じて「インクルーシブシティ東京」の実現を目指しています。これは、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を都政に反映させたものであり、性的マイノリティを含むすべての人が安心して暮らせる社会づくりを進めています。

令和4（2022）年には、性的マイノリティの方々がパートナー関係を公的に宣誓できる制度である、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を開始し、医療・住宅などの日常生活の様々な場面での手続きの円滑化や社会的理解の促進に取り組んでいます。

さらに、令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定し、住居支援、就労支援、心身ケアなどの包括的支援体制の整備を進めています。

(3) 江東区の動き

区では、令和7（2025）年に策定した第二期長期計画（後期）において、「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」を重点施策とし、以下の4つの方針を掲げています。

- ・人権と多様性を尊重する意識の醸成
- ・男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・異性に対するあらゆる暴力の根絶

これらの方針は、区民一人ひとりが自分らしく生きることができる社会の形成を目指すものであり、国・都の政策とも連動しています。

令和7（2025）年7月には、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」を施行し性別、価値観、生き方などの違いを認め合う社会の実現を目指し、区・区民・事業者が協力して取り組むこととしています。

DV防止に関しては、啓発講座や広報活動を展開するとともに、「女性のなやみとDVホットライン」や法律相談などの支援窓口を設置し取り組んでいます。

令和7年には「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」を立ち上げ、関係機関との連携を強化しています。

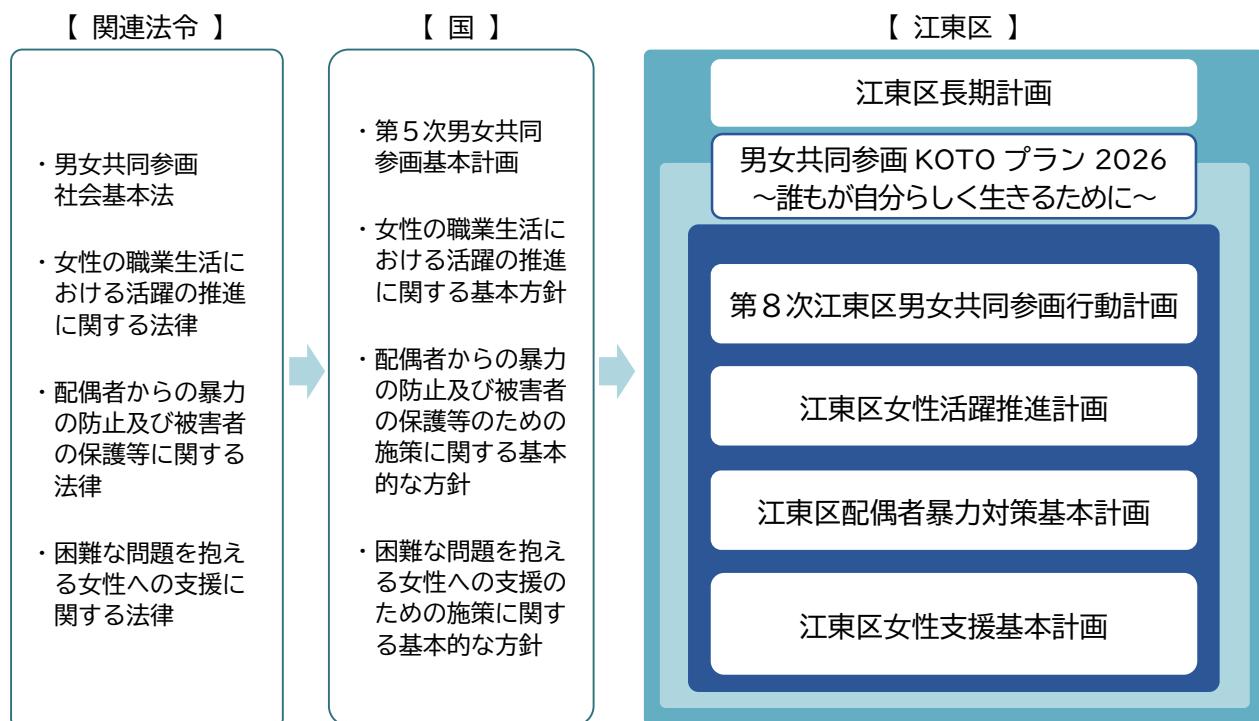
また、令和7（2025）年7月には「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始し、婚姻関係にないパートナーやその家族が安心して暮らせる環境づくりを支援し、性の多様性への理解促進を図っています。

多様な性自認及び性的指向の人々の表現について

今日、多様な性自認及び性的指向の人々については、「性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）」や「LGBT」で表現することが一般的です。その他の表現としては、「SOGI（ソジ・ソギ）」や「LGBTQ」、「LGBTQIA」、「LGBTs」、「LGBT+」など多くの表現があります。「性的マイノリティ」については、「マイノリティ（少数者）」という表現が、差別的と捉える考え方もあります。「LGBT」については、多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティの頭文字で表現されています。「LGBT」だけでこれらのカテゴリーに限定しない多様な性自認及び性的指向のあり方を表しているとの解釈もありますが、本計画においては、多様性をより明確にするため「等」を加え「LGBT等」と表現することとします。

3 > 計画の性格

「江東区長期計画（後期）」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」第8条第1項に規定する行動計画、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する推進計画、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する基本計画、「女性支援新法」第8条第3項に基づく基本計画を包含します。



4 > 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。このうち、「男女共同参画KOTOプラン2026」においては、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を具体的な行動期間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて取組を見直すこととします。

計画期間



5 ➤ 計画の基本理念

第7次行動計画の理念を引き継ぎ、「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」とします。

一人ひとりがお互いに、性別、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に安心して暮らすことができる社会の実現を図ります。

【 基 本 理 念 】

多様性を認め合い、
安心して暮らせる社会を目指す

目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します

目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します

第2章 計画の内容

1 ➤ 計画の体系

多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す

目標Ⅰ

男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

目標Ⅱ

様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

目標Ⅲ

一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します

目標Ⅳ

人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します



2 計画の見方

目標 I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり

【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、「男性は外で働き、女るべきである」といった固定的性別役割分担意識に対して「反対」または「反対」と回答した人の割合は63.7%に達し、否定的な考え方ることがわかります。特に男性の間でその意識の変化が顕著であり、「かといえば賛成」と回答した割合は前回調査から11.9ポイント減少しています。
- その一方で、性別役割分業観に賛成と思う理由は「育児・介護・家事と両立しながら妻が働くのは大変」が66.5%、「妻が家庭を守る方が、子どもの成長などに良い」が57.9%と依然として固定的性別役割分担意識が根強く、加えて「男女が平等だと思う区民の割合」の指標は前回に比べて低くなっています。

【現状】

本課題における現状について記載しています。アンケート調査の結果については、一部の設問内容を分かりやすくするため、表現を一部変更して記載しています。

【課題】

- 男女共同参画に対する意識づくりにおいては、今後も継続的に固定的意識を解消するための取組を推進していく必要があります。特に男女間の認識ギャップがみられており、認識の差を埋めるための取り組みでは、男女間の認識ギャップがみられており、認識の差を埋めるための取り組みです。

【課題】

本課題における主な課題点について記載しています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女が平等だと思う区民の割合	14.4%	14.0%	40%

【評価指標】

取組を推進するにあたり、施策の目的がどの程度達成されているかを測定するための指標です。

【方向性】

本施策において実施する取組の方向性について記載しています。

施策 1 男女共同参画の意識啓発の推進

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実させます。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

1 男女共同参画に関する情報提供の推進

広報紙やホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図りながら男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権

【主な取組内容】

本施策において実施する主な取組の内容について記載しています。

目標 I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり

【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識に対して「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は63.7%に達し、否定的な考え方が広まりつつあることがわかります。特に男性の間でその意識の変化が顕著であり、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は前回調査から11.9ポイント減少しています。
- その一方で、性別役割分担意識に賛成と思う理由は「育児・介護・家事と両立しながら妻が働くのは大変」が66.5%、「妻が家庭を守る方が、子どもの成長などに良い」が57.9%と依然として固定的な性別役割分担意識が根強く、加えて「男女が平等だと思う区民の割合」の指標は前回に比べて低くなっています。

【課題】

- 男女共同参画に対する意識づくりにおいては、今後も継続的に固定的な性別役割分担意識を解消するための取組を推進していく必要があります。特に、男女の平等感については、男女間の認識ギャップがみられており、認識の差を埋めるための啓発活動が必要です。
- 区民がより男女平等を実感できるような施策や情報提供の充実が求められています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女が平等だと思う区民の割合	14.4%	14.0%	40%

施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実させます。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

1 男女共同参画に関する情報提供の推進

広報紙やホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等や男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課

2 男女共同参画学習事業の推進

男女平等や男女共同参画への理解を深め、家庭や地域で男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を実施します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画学習事業	人権推進課

施策の方向2 男女平等教育の推進

【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、学校教育において男女の地位が平等であると感じている区民の割合は49.2%と、令和元年の調査結果から増加傾向にあります。
- 一方で、「男性優遇」と感じている割合は、女性が19.8%、男性が11.4%と、女性の方が8.4ポイント高くなっています。男女間で認識に差があることが明らかになっています。
- 男女平等教育において重要なことは、「学習指導・生活指導・進路指導の場で、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が65.0%と最も高く、「学校生活で児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと」が37.8%、「ジェンダーに関する研修などを通じて教師自身の意識と行動を変えること」が34.3%、「こどもの成長と発育に応じた性教育の実施」が33.3%となっています。

【課題】

- 学校教育における男女平等の意識は高まりつつあるものの、さらなる教育の充実が求められます。特に、女性の方が「男性優遇」と感じる傾向が高いことから、依然として男女間に認識の差が存在しており、教育現場における男女共同参画の推進や意識啓発の取組が必要です。
- また、教師自身のジェンダー意識の改革、年齢に応じた性教育の充実など、より実効性の高い男女平等教育の推進が課題とされています。
- 今後も、子どもの頃から性別に関係なく個性と能力を十分に發揮できる環境づくりに向け、家庭・保育所・幼稚園・学校といった各段階で男女平等教育を継続的に推進していくことが重要です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	45.9%	49.2%	70%

施策2 家庭における男女平等教育の推進

子どもたちが、性別にかかわらず、お互いを尊重し、個人の能力や個性に合った生き方を選択できるよう、幼少期から保護者等を通じて、男女平等や男女共同参画の考え方につれて教えることを支援します。

1 保護者への学習機会の提供

講座・講演会など学習機会の提供を通じて、保護者等が子どもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。

	主な取組	担当課
1	家庭教育講演会	地域教育課
2	地区家庭教育学級	地域教育課
3	幼児の親の家庭教育学級	地域教育課
4	小・中学生の親の家庭教育学級	地域教育課
5	年長児の親の家庭教育学級	地域教育課
6	男女共同参画学習事業	人権推進課

2 保護者への男女共同参画の視点にたった教育相談の推進

家庭における教育の悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	ワンストップ型教育相談窓口	教育センター

施策3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

こどもたちが多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・学校生活の場において、男女平等や男女共同参画の考え方を学び、実感できるよう、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かします。

1 男女平等に関する研修の実施

教職員・保育士が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持ってこどもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めます。

	主な取組	担当課
1	保育担当者研修	保育政策課
2	幼稚園・小・中学校教員研修	指導室

2 男女平等観を育む学習や指導の実施

こどもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めます。

	主な取組	担当課
1	男女平等の視点にたった各教科等の指導の実施	指導室
2	学校生活における固定的な性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し	指導室
3	個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供	指導室 図書館 男女共同参画推進センター

3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施

こどもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。

	主な取組	担当課
1	各種研修会等での啓発	指導室
2	学校における出前講座	人権推進課

4 男女平等の視点にたった教育相談の実施

性別にとらわれず、子どもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー等が指導助言を行います。

	主な取組	担当課
1	スクールカウンセラーによる教育相談	教育支援課
2	スクールソーシャルワーカーの活用	教育支援課

施策の方向3 多様性の尊重と生涯を通じた心とからだの健康支援

【現状】

- 男女が生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るためには、性別に応じた健康課題への理解が必要です。
- 特に女性の思春期・妊娠出産期・更年期・老年期といったライフステージごとに異なる健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また健やかで充実した毎日を送ることができるよう女性の健康に関する知識の向上や社会的理解が求められています。
- 一方、男性は生活習慣病のリスクが高いことや、女性特有の健康課題と認識されやすい更年期障害が見られるほか、根強い固定的役割分担意識などから自殺やひきこもりといった社会的孤立の問題も存在します。さらに、性的指向・性自認に関して違和感を覚える人は、固定的な性別役割意識や偏見などを背景に、複合的な生きづらさを経験する場合があることも明らかになっています。

【課題】

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する社会的認知の向上と、性と生殖に関する正しい知識の普及が必要です。女性のライフステージに応じた健康支援を強化するとともに、男女がお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、情報を共有できる教育機会の拡充が求められます。
- また、雇用環境の改善を含めた構造的課題へのアプローチや、医療・福祉・教育分野での多様性に配慮した施策が必要です。
- すべての人が暮らしやすい社会づくりに向け、多様性を尊重する文化の醸成と、誰もが安心して過ごせる環境の整備が、今後の重要な課題です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合	46.3%	44.8%	80%

施策4 性の多様性に対する理解の促進と環境づくり

性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観や生き方などの様々な違いに理解のある社会を促進するため、当事者や家族など周囲の人への情報提供や相談対応に加え、生涯学習や学校教育等の学習機会、区報等による情報提供などを通じて、区民のセクシュアリティに対する理解を深めます。

1 L G B T等についての意識啓発

L G B T等に関する情報提供や学習機会を通じ、セクシュアリティについての理解を促進し、差別や偏見の解消に努めます。

	主な取組	担当課
1	講座・講演会の開催	人権推進課
2	学校における出前講座	人権推進課
3	L G B T等について理解促進のための啓発	人権推進課

2 様々な性を尊重する教育の実施

学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。

	主な取組	担当課
1	学校における性教育の推進	指導室
2	学校におけるL G B T等に関する教育の推進	指導室

3 L G B T等への支援

性的指向や性自認によらず、その当事者や家族が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

	主な取組	担当課
1	江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用(新規)	人権推進課

施策5 心とからだの健康支援

ライフステージごとに変化する心身の状態に応じて健康を支援するため、健康相談やがん検診等を継続して実施します。また、妊娠・出産・産後期における母子の安全と健康管理を支援します。さらに、性別にかかわらず、家庭、地域、職場など日常生活において、生涯を通じた健康維持・増進活動を支援するとともに、心の健康づくりを推進します。

1 包括的な健康支援のための体制・環境整備

女性特有の健康課題や、年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談やがん検診等を推進します。

	主な取組	担当課
1	健康相談事業	各保健相談所
2	乳がん検診	健康推進課
3	子宮頸がん検診	健康推進課
4	生活習慣病予防健診	各保健相談所
5	男女共同参画学習事業	人権推進課
6	生理用品無料提供システムの設置（新規）	生活応援課

2 妊娠・出産期・産後ケアにおける健康支援の推進

妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査等を推進します。

	主な取組	担当課
1	妊産婦健康診査	保健予防課
2	妊婦歯科健診	保健予防課
3	ゆりかご面接	各保健相談所
4	母親栄養相談事業	各保健相談所
5	新生児（産婦）訪問指導	各保健相談所
6	乳幼児健診	各保健相談所
7	両親学級・育児学級・育児相談等	各保健相談所
8	産後ケア事業	保健予防課

3 心の健康づくりの推進

区民の心の健康づくりを支援し、自殺予防対策を推進します。

	主な取組	担当課
1	精神保健相談	各保健相談所
2	子育て相談・心の発達相談	各保健相談所
3	ゲートキーパー研修	保健予防課

目標II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

施策の方向4 家庭・地域での男女共同参画の推進

【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、「共働きでも家事や育児のほとんどを女性が担っている」と感じる女性が78.5%と高く、不平等感が根強く残っています。また、性別役割分業観では「育児・介護・家事と両立しながら妻が働き続けることは大変」とする回答が66.5%と高く、「妻が家庭を守る方が子どもの成長に良い」との考え方男性で66.7%と顕著です。これらから男性の家庭生活への参加に対する意識の変革が求められています。
- 地域活動における男女の地位の平等感に関する「男性優遇」と感じている区民が39.3%、「平等になっている」と回答した区民が27.5%となっており、依然として性別による地位格差の認識が存在しています。特に女性では「男性優遇」と感じる割合が45.7%と、男性(29.9%)よりも15.8ポイント高く、女性が地域活動の中でリーダーシップを発揮しにくい環境が考えられます。
- また、災害対策に関する意識では、「女性、こども、障害者及び要介護者等が安心・安全に過ごせる避難所・一時滞在施設づくり」が52.8%で最も高く、「男女のニーズの違いに配慮した計画等の作成」(47.1%)、「女性の意見を反映した避難所整備」(40.8%)が続いています。特に女性では、安心できる避難所づくりへの関心が高く(60.3%)、性別による意識の差が顕著です。

【課題】

- 無意識の思い込みにより、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の長時間労働などをもたらしており、男性も女性も固定観念にとらわれずに、家庭や地域に積極的に関わるよう、意識を変えていく啓発が必要です。
- 女性がリーダーシップを發揮しにくい背景には、性別役割意識や組織運営上の慣行などが影響している可能性があり、男女間の公平性に対する理解を深め、相互の意識差を埋める取組が必要です。
- また、地域活動の参加を促進するには、時間帯や場所の柔軟な設定、広報の充実、関心を持てる内容の工夫など、実践的な支援が求められます。性別ごとのニーズを把握したうえで、参加への動機づけにつながるアプローチを検討することが効果的です。
- 災害時は、女性や子ども・脆弱な状況にある人々が受ける影響が大きく、性別や属性による影響やニーズの違いを的確に捉え、安心・安全に過ごせる空間の確保や体制の整備と、計画策定段階からの多様な視点の反映が今後の課題となっています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	29.3%	27.5%	50%

施策6 家庭における固定的な性別役割分担意識の解消

男女がともに家事や子育て、介護などを分担し、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、学習機会を通じて、子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援します。

1 男性を対象とする情報提供、相談の充実

男性の長時間労働・転勤等を当然視する労働慣行や主たる働き手であるべきという無意識の思い込みの払拭、育児・介護休業の取得を促進するための啓発、男性の悩みへの支援を充実させます。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課
3	男性のなやみとDV電話相談	生活応援課

2 男性に対する家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護に積極的にかかわるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。

	主な取組	担当課
1	両親学級	各保健相談所
2	家庭教育講演会	地域教育課
3	父親向けプログラム	養育支援課
4	児童館行事への父親の参加促進	こども家庭支援課
5	高齢者家族介護教室	地域ケア推進課
6	男女共同参画学習講座	人権推進課

施策7 地域活動における男女共同参画の推進

身近な暮らしの場である地域の活動に、性別や年代にかかわらず多様な人が参画できるよう、情報提供やきっかけづくり、参画しやすい環境を整えます。また、意識や行動改革を促すための学習機会の充実や女性リーダーの育成を図ります。

1 地域活動参加のきっかけづくり

地域活動に参加するきっかけとして、情報提供や学習・交流の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画学習事業	人権推進課
2	老人クラブ	長寿応援課
3	地域活動団体支援	文化観光課
4	一時保育/派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター

2 地域活動を担う女性リーダーの育成

地域活動を担う女性のリーダーを育成します。

	主な取組	担当課
1	パルカレッジ	人権推進課

施策8 男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進

区民参加のワークショップや行政の計画づくりの過程において、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の参画を推進します。

| 1 男女共同参画の視点を活かす仕組みづくり

男女共同参画の視点にたったまちづくりを推進します。

	主な取組	担当課
1	ユニバーサルデザインまちづくりワークショップの開催	都市計画課
2	バリアフリートイレの整備（新規）	河川公園課

| 2 防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画を推進し、避難所運営や備蓄物資の配備など防災対策を推進します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	防災計画課
2	避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進	防災計画課
3	女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄物資の拡充（新規）	防災計画課

施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【現状】

- 審議会や委員会などの政策決定の場における女性委員の登用率向上に取り組み、女性の視点や意見を政策に反映させることを目指していますが、依然として区の審議会等への女性の参画率は3割程度にとどまっています。
- 令和6年度の意識実態調査によると、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」と回答した区民は44.7%で最も多く、次いで「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が38.1%となっており、政策決定の場への女性の参画に対する肯定的な意識が広がっています。

【課題】

- 国においては、政策や方針決定の過程に参画する女性の割合の向上を目標に掲げており、引き続き女性の参画しやすい環境づくりを区としてもすすめていくことが必要です。
- 女性の参画を促進することで、多様な視点を取り入れた政策形成が可能となり、持続可能な社会の実現につながります。
- 女性が政策や方針決定の過程に十分に参画できていない背景には、男性優位の組織運営体制や、家事・育児・介護の女性への偏りなど、固定的な性別役割分担意識があると考えられます。こうした構造的・意識的な障壁を取り除くためには、制度面・意識面双方から具体的な施策を講じることが求められます。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区の審議会等への女性の参画率	30.0%	30.5%	40%

施策9 区の審議会等への女性の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、区の審議会等において女性の積極的な登用を図ります。

1 審議会等への女性の参画推進

区の審議会等における男女別の参画状況調査を実施し公表するとともに、女性を積極的に登用することを各所管に働きかけます。

	主な取組	担当課
1	府内各所管課への働きかけ	人権推進課
2	審議会等における男女別の参画状況調査の実施	人権推進課

施策の方向6 男女共同参画の推進体制の充実

【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、男女共同参画に関する区の施策の認知度は、「女性のなやみとDVホットライン」(16.3%)が最も高く、性別でみると、全項目で女性の方が男性よりも認知度が高くなっています。
- 男女共同参画推進センターである「パルシティ江東」について、「施設があることを知らない」と回答した区民は65.7%に達し、特に男性では77.3%と、女性よりも18.7ポイント高い結果となっています。

【課題】

- 施策の認知度が低い状況を改善するためには、区民や事業者が関心を持ち、アクセスしやすい魅力的なホームページづくりや、SNSを活用した直接的な情報発信の工夫が求められます。
- また、「パルシティ江東」のような施策推進拠点の存在自体が十分に知られていない現状を踏まえ、施設の役割や意義を丁寧に発信し、利用促進につなげる広報戦略が必要です。
- 区の管理職における女性の割合が低下しているため、組織内の意識改革が必要です。
- 今後も男女共同参画推進センターを中心に、多様な広報媒体と施策を連動させることで、区民の理解と参画を広げる取組が求められます。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画推進センターの認知度	27.7%	27.0%	50%
区の管理職における女性の割合	15.2%	14.2%	30%

施策 10 男女共同参画推進センター機能の充実

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点である男女共同参画推進センターの機能として、意識啓発や学習の場の提供、団体の支援、区民との協働・交流の場のさらなる充実を図り、地域全体での参画促進に努めます。

1 男女共同参画事業への参加支援の充実

就学前のこどもがいる人も気軽に参加できるよう、一時保育の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	一時保育/派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター
2	保育ボランティアの育成	男女共同参画推進センター

2 男女共同参画を推進する団体への支援

男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体を支援します。

	主な取組	担当課
1	活動団体登録	男女共同参画推進センター

3 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画の推進に役立つ情報を収集、発信します。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課
3	図書・資料の収集・提供	男女共同参画推進センター

4 区民との協働・交流の充実

男女共同参画社会を推進するための拠点として、区民との協働・交流の場の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画フォーラム	人権推進課
2	パルシティまつり	男女共同参画推進センター

施策 11 庁内における男女共同参画の推進

区が率先して庁内における男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、人事戦略プランに基づき男女共同参画に対する職員の意識向上や管理・監督者における女性参画を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

1 男女共同参画に対する職員の意識の向上

職員を対象に、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。

	主な取組	担当課
1	職員研修の充実	職員課
2	職員報による意識啓発	広報広聴課
3	職員意識の把握	職員課
4	啓発紙の発行	人権推進課

2 庁内の昇任制度における男女共同参画の推進

女性の管理・監督職を増やし、庁内の意思決定過程における男女共同参画を進めます。

	主な取組	担当課
1	管理職等試験対策講座の充実	職員課

3 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

女性・男性がともに働きやすい職場づくりに向けた取組の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	「職場におけるハラスメント基本方針」の周知・徹底	職員課
2	育児・介護休業制度取得の促進	職員課
3	ハラスメントの相談の実施	職員課
4	子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画の推進	職員課
5	職場のコンプライアンス意識の醸成（新規）	総務課

施策 12 男女共同参画推進体制の充実

学識経験者・団体代表者・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会の開催や、庁内においては、関係部署との連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握しながら、男女共同参画に関する施策を着実に実行していきます。

1 男女共同参画施策の推進

関係部署と連携し、男女共同参画推進行動計画における施策の進捗状況を把握とともに、男女共同参画を推進します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画推進行政会議の運営	人権推進課
2	男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施	人権推進課
3	区民アンケートの実施	企画課
4	区政世論調査の実施	広報広聴課
5	男女共同参画に関する意識実態調査の実施	人権推進課

2 江東区男女共同参画審議会の運営

学識経験者・団体代表者・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、男女共同参画や女性活躍の推進について協議します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画審議会の運営	人権推進課

目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識づくり

【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、ワーク・ライフ・バランスについて「「仕事」と「家庭生活」と「仕事や家庭生活以外」のすべてのバランスをとりたい」が4割強(41.2%)で最も高くなっています。
- 職場における性別差別について、「昇進・昇格の機会」(20.6%)、「仕事内容」(16.5%)、「賃金・待遇」(16.1%)に差別を感じていると回答しており、特に女性は昇進・昇格における不平等を強く認識しています。

【課題】

- 多様な価値観に基づいた働き方や生き方に対する理解を促進する必要があります。
- 職場における性別による意識の偏りや差別感を是正するため、意識改革が課題となっています。
- 制度整備だけでなく、個人の意識や職場文化に働きかける啓発活動の充実が求められています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合	53.4%	49.2%	80%

施策 13 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進

自分自身の働き方を見直す機会を持てるよう、ワーク・ライフ・バランスについて広報・啓発していきます。

1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報・学習機会の提供

各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意識改革や制度の活用などについて紹介するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。

	主な取組	担当課
1	講座・講演会の実施	人権推進課

施策の方向8 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた仕組みづくり

【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、育児休業・介護休業等の利用状況において、取得経験が比較的多い制度は「育児休業」(31.4%)、「子の看護休暇」(16.0%)、「育児のための短時間勤務」(15.1%)である一方、取得したことがない制度は、「介護休業」(90.5%)、「介護のための短時間勤務」(89.7%)、「介護休暇」(88.3%)と制度の活用が進んでいない現状が明らかになっています。
- 制度を利用しやすくするために必要な要素としては、「職場に利用しやすい雰囲気があること」(57.5%)が最も多く、次いで「上司や同僚などの理解・協力」(51.9%)、「休業中の賃金や手当などの経済的支援」(43.2%)、「復帰後の仕事の保障」(33.9%)が挙げられています。特に「復帰後の仕事が保障されること」に関しては、女性が37.6%と、男性(29.1%)よりも高く、女性の方が職場復帰への不安や関心を強く持っている傾向がうかがえます。
- 事業所による育児・介護への支援として、「育児期間中の残業免除」が67.2%、「始業・終業時刻の変更」が63.7%と高い実施割合を示しており、介護期間中についても類似の支援が50%以上実施されています。また、従業員規模が大きいほど支援策実施率が高まる傾向にあります。

【課題】

- 育児関連制度と比べて介護制度の利用率が著しく低い状況は、少子高齢化が進む社会において大きな課題です。制度の内容だけでなく、認知度向上や利用のしやすさを支える環境づくりが求められます。
- また、制度利用の障壁として挙げられる「職場の雰囲気」や「人間関係への配慮」は、制度の運用だけでは十分に解消されない場合もあるため、職場の意識改革などにより、就業環境を改善することで、性別にかかわらず暮らしやすい多様な幸せ (well-being) の実現につながります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
家庭生活で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	28.9	30%	50%

施策 14 仕事と育児の両立支援

共働き・共育での実現に向け、仕事と育児の両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育サービスの提供、ひとり親家庭への支援を行うとともに、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

1 多様な子育てサービスの充実

保育等子育てに関するサービスの充実を図り、子育てと仕事の両立や様々な活動に積極的に参加できるよう支援体制を整備します。

	主な取組	担当課
1	保育所の整備	保育政策課
2	病児・病後児保育事業	保育支援課
3	緊急一時保育事業	保育支援課
4	認可外保育施設保護者負担軽減事業	保育支援課
5	私立学童クラブ運営助成	地域教育課
6	私立保育所の運営助成	保育支援課
7	家庭福祉員への運営助成	保育支援課
8	認証保育所への運営助成	保育支援課
9	ファミリー・サポート事業の充実	こども家庭支援課
10	非定型一時保育の実施	保育支援課
11	放課後こどもプラン事業（新規）	地域教育課
12	乳児等通園支援事業（新規）	保育政策課 保育支援課 学務課
13	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（新規）	こども家庭支援課

2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、様々な取組を実施します。

	主な取組	担当課
1	母子及び父子相談	生活応援課
2	母子生活支援施設	生活応援課
3	高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	生活応援課
4	自立支援教育訓練給付金	生活応援課
5	養育費確保支援事業（新規）	生活応援課

3 子育てに関する相談・講座の実施

相談や各種講座を実施し、子育ての悩みや不安を軽減します。

	主な取組	担当課
1	子育てに関する相談事業	養育支援課
2	子育てに関する各種講座の実施	養育支援課

施策 15 仕事と介護の両立支援

介護を理由に働きたい人が離職することや就職をためらうことなく、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担感や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

1 家族介護者への支援の実施

家族の介護を行う人の負担を軽減し、家庭生活、仕事等を両立できる環境を整えます。

	主な取組	担当課
1	高齢者家族介護教室	地域ケア推進課
2	生活支援型ショートステイ事業	長寿応援課
3	シルバーステイ事業	長寿応援課
4	有償家事援助介護サービス	福祉課
5	緊急一時保護の実施	障害者支援課
6	介護保険に関する相談支援	介護保険課
7	ミドルステイ事業	障害者支援課
8	江東区重症心身障害児（者）等在宅介護者支援事業	障害者支援課

施策 16 事業者のワーク・ライフ・バランスの推進の働きかけ

ライフステージに応じて性別にかかわりなく能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向け、区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや多様な働き方などについて意識啓発を行います。

1 多様な働き方や価値観についての理解の促進

多様な働き方や仕事と健康課題の両立支援などについて情報提供するなど、理解促進を図ります。

	主な取組	担当課
1	企業への情報提供	人権推進課 経済課
2	ワーク・ライフ・バランス推進事業	人権推進課 経済課
3	育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ	人権推進課 経済課
4	江東しごとサポートセンターにおけるセミナーの開催	経済課

施策の方向9 多様な働き方を可能とする職場での男女共同参画の推進

【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、職場における男女平等感については、以前に比べて平等だと感じる傾向が広がっているものの、「昇進・昇格の機会」や「賃金・待遇の面」で依然として差があると感じる女性が多い現状が明らかになっています。特に、「男性が優遇されている」との認識は女性に顕著であり、職場環境における平等感の改善には依然として課題が残されています。
- 職場における男女差別では、「昇進・昇格の機会に差別がある」が全体で20.6%と最も高く、特に女性は26.1%と男性(15.1%)より11.0ポイント高い結果となっています。また、「仕事の内容に差別がある」(16.5%)や「賃金・待遇の面で差別がある」(16.1%)も指摘されており、男女間における機会や待遇の格差が依然として問題として認識されています。
- 「企業や職場の役員・管理職に女性が少ない」との意識が7割を超える状況から、女性がリーダーとして活躍できる環境整備や意識改革が重要となっています。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止をきっかけに、在宅勤務や時差勤務等の導入によって多様で柔軟な働き方が広がっています。家族のあり方も多様化する中、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。
- また、職場での性別による不平等の解消も大きな課題です。昇進・昇格を含めたキャリア形成において男女が平等に評価され、職場での性別に基づく不平等をなくし、男女が平等に活躍できる環境を整備することが重要な課題です。
- さらに、育児・介護から復職後の業務に対する不安は特に女性に顕著であり、柔軟な復職支援やキャリア継続に向けた制度整備が求められます。男女問わず誰もが安心して制度を利用できるよう、企業・自治体・社会全体が連携し、心理的・経済的な支援の拡充を図る必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
女性が活躍するための取り組みが進んでいると思う事業所の割合	52.3%	60.7%	80%

施策 17 職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性のキャリア形成を促進するため、区民や事業者に向けて情報提供を行います。

1 職場における男女共同参画の理解促進

区民や事業者に向けて、各種法令における取組等についての情報提供を行い、男女格差の是正に向けた理解促進を図ります。

	主な取組	担当課
1	ホームページ等を通じた情報提供	人権推進課 経済課

2 男女がともに働きやすい職場の事例紹介

仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクションなどの好事例を紹介します。

	主な取組	担当課
1	広報紙等を通じた情報提供	人権推進課

施策 18 継続的な就業支援

働く場における女性の活躍を推進するため、子育てや介護などでキャリアを中断した女性の再就職やキャリアアップ、起業など多様な働き方の実現に向けて、ニーズに応じた相談体制を充実し、女性が自ら希望する働き方を支援します。

1 女性の再就職支援

出産、子育て、介護等のため、キャリアを断念した女性を対象としたセミナー等の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	再就職準備セミナー	人権推進課 経済課
2	江東しごとサポートセンターにおける就労支援の実施	経済課
3	ハローワークとの共催事業	経済課
4	東京しごとセンターとの連携	人権推進課

2 起業の支援

起業を目指す女性に向けた創業支援セミナー等の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	創業支援セミナー、相談、資金融資	人権推進課 経済課

3 キャリア形成の支援

働く女性に向けた講座を開催する等、キャリア形成についての知識・情報を提供します。

	主な取組	担当課
1	区内中小企業への情報提供	経済課
2	男女共同参画学習事業	人権推進課
3	区関係所管と民間事業者との情報共有、連携を進める基盤形成を図る	人権推進課 経済課

目標IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します

施策の方向10 DVの防止と被害者の支援

【現状】

- 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、特に配偶者間における暴力は、家庭という人目に触れにくい場で発生しやすく、被害者の救済が困難な状況にあります。
- 令和6年度の意識実態調査では、配偶者等からの暴力の被害経験が「精神的暴力」で16.1%と最も高く、「身体的暴力」でも14.2%に上っています。また身体的暴力においては女性は17.9%と、男性よりも9.5ポイント高い結果となっています。
- 配偶者から暴力を受けた際に「相談した」人は32.4%と一定数存在するものの、「相談しなかった（できなかった）」人が59.5%と過半数にのぼり、その理由として「相談しても無駄だと思った」（33.0%）や「相談するほどのことではないと思った」（33.0%）、「相談できる人がいなかった」（31.1%）が挙げられています。なお、「DV相談窓口を知っている区民の割合」については、改善傾向にあります。
- 必要な対策としては、「被害者のための相談を充実させる」（38.6%）が最も高く、次いで「法律による規制や見直しを行う」（36.3%）となっており、性別では「家庭・学校での教育の充実」や「被害者が自立するための支援策の充実」への支持は女性の方が高い傾向にあります。

【課題】

- 被害者の声を受け止め、相談につながる環境を整備するためには、相談窓口のさらなる周知と、身近に相談できる体制づくりが急務です。
- 特に「相談しても無駄」という意識の背景には、支援の不十分さや制度への不信感がある可能性があり、相談の有効性と安心感を伝える広報・啓発が求められます。
- また、暴力防止に向けた教育は、当事者だけでなく社会全体を対象にすべきであり、幼児期からの教育を含め、暴力を容認しない社会環境の整備が重要です。
- 加害者・被害者・傍観者の誰にもならないための意識づくりを進めるとともに、法的措置や情報発信を通じて、区民一人ひとりの理解と行動を促す必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
DV相談窓口を知っている区民の割合	28.3%	33.1%	70%

施策 19 暴力を許さない地域づくり

区民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、地域全体であらゆる暴力の根絶を目指します。また、交際相手からの暴力（デートDV）防止に向け、若年層の意識啓発にも取り組みます。

1 区民に対する情報提供・啓発の推進

様々な機会や情報提供の手段を通じて、男女間の暴力被害が人権侵害であることを周知し、啓発活動を進めます。

	主な取組	担当課
1	広報紙等での情報提供	人権推進課 生活応援課
2	ホームページでの情報提供	人権推進課 生活応援課
3	講座・講演会の実施	人権推進課 生活応援課

2 若い世代を対象とした予防教育の実施

デートDVを予防するため、学校・PTAと連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた意識啓発を推進します。

	主な取組	担当課
1	パンフレットの配布などによる意識啓発	生活応援課
2	デートDV防止の出前講座の実施	人権推進課 指導室

施策 20 相談窓口の充実と安全の確保

相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、関係各所と連携しながら取り組みます。被害者やその子ども等が問題を抱え込まないよう、相談窓口を充実し周知を図るとともに、被害者等やその子ども等の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。また、オンライン対応の拡充などにより、相談支援の幅を広げ、安心して支援を受けられる環境づくりを図ります。

1 配偶者暴力相談支援センター機能の推進

相談から自立まで一貫した支援ができるように、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者支援をさらに推進します。

	主な取組	担当課
1	相談員の専門研修によるスキルアップ	生活応援課

2 相談窓口の充実

被害者やその子どもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。

	主な取組	担当課
1	女性のなやみとDVホットライン	生活応援課
2	女性のための法律相談	生活応援課
3	男性のなやみとDV電話相談	生活応援課
4	L G B T等相談	人権推進課
5	女性相談	生活応援課
6	児童虐待相談	養育支援課
7	相談窓口に関する情報提供	人権推進課 生活応援課
8	高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談	人権推進課 地域ケア推進課 障害者支援課 各保健相談所
9	母子及び父子相談	生活応援課
10	家庭相談	生活応援課

3 被害者及び子どもの安全の確保

被害者の緊急一時保護や住民票等の閲覧・交付の制限、区の関係部署、警察等の関係機関との連携などにより、被害者やその子どもの安全確保を図ります。

	主な取組	担当課
1	子ども、高齢者、障害者、女性、母子の一時保護	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課 生活応援課
2	住民票等の写しの閲覧・交付の制限	区民課
3	就学、転校時の適切な対応	学務課 指導室

施策 21 自立に向けた支援

被害者の新たな生活を支援するため、経済的基盤の確立、就労の場の確保、住まいや子どもの養育などの生活基盤の確保など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行う体制を整えます。

1 生活支援の充実

被害者がいち早く新たな生活に移行できるように、きめ細かな生活支援を実施していきます。

	主な取組	担当課
1	生活保護の実施	保護第一・第二課
2	母子及び父子福祉資金の貸付	生活応援課
3	生活困窮者自立相談等支援事業	保護第一・第二課

2 就労支援の充実

被害者が早期に自立生活を始められるように、各種給付金支給や就労に関する相談やセミナーなどの支援を行います。

	主な取組	担当課
1	自立支援教育訓練給付金	生活応援課
2	高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	生活応援課
3	東京しごとセンターとの連携	人権推進課
4	就職・起業支援	人権推進課 経済課

施策 22 関係機関との連携

あらゆる暴力の根絶に向け、幅広い連携・協力体制を整備し、被害者一人ひとりの状況に応じた実効性のある支援体制を整えます。

1 江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の実施

庁内各課の担当者との連絡会議を定期的に開催することにより、情報共有を図るとともに、関係各課、関係機関との連絡調整を行います。また、研修会、講演会、ケース会議も随時実施します。

	主な取組	担当課
1	江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（新規）	生活応援課

2 関連する支援機関等との連携

警察や東京都の配偶者暴力相談支援センターとの緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。

	主な取組	担当課
1	関連する支援機関等との連携	生活応援課

施策の方向11 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

【現状】

- DVに加え、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、児童・高齢者・障害者への虐待なども、重大な人権問題として認識されています。また、SNS等の普及により、被害の形態が多様化しています。
- 令和6年度の意識実態調査によると、ハラスメント等の被害経験では「パワーハラスメント」が11.6%、「モラルハラスメント」が10.6%といずれも1割を超えており、性・年齢別に見ると、「パワーハラスメント」は男性50~59歳、「モラルハラスメント」は女性20~29歳、「セクシュアルハラスメント」は女性30~39歳で高い傾向が見られます。
- 相談状況では、「相談した」が44.1%に対し、「相談しなかった（できなかった）」は54.1%と多数を占め、「相談した」うち「解決しなかった」との回答は49.0%に達しています。「相談しなかった」うち「相談しても無駄だと思ったから」が51.7%と最も多く、性別で見ると女性の方が21.7ポイント高くなっています（女性：61.7%、男性：40.0%）。
- 企業（事業所）調査では、「就業規則等での禁止の明文化」（73.4%）、「相談窓口の設置」（70.3%）など、ハラスメント防止に向けた取組が7割以上実施されています。
- 一方、「事実確認の困難さ」（49.4%）や「加害者等への理解促進の困難さ」（38.6%）、「プライバシーの保持の難しさ」（35.5%）が対応上の悩みとして挙げられています。

【課題】

- 各種ハラスメントの被害経験が一定程度存在する中で、相談の有効性や対応結果に対する不信感が根強く、「相談しても無駄」との認識が障壁となっています。特に女性の方がその傾向が強く、支援体制への信頼性向上が急務です。
- 専門的な相談窓口の周知だけでなく、誰もが安心して相談できるよう、対話を重視した環境整備が必要とされます。
- また、事業所においては制度的対応が進んでいる一方、現場での対応困難も明らかになっており、対応力を高めるための講座や啓発活動の継続が求められます。
- 事実確認の手法の共有や加害者への教育、プライバシー配慮の体制づくりなど、実務に即した支援強化が不可欠です。
- 今後も、区民・事業所・教育機関など多様な主体が連携しながら、ハラスメントを未然に防ぎ、被害者を支える地域社会の形成に向けた取組を進めていく必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	68.0%	75%	90%

施策 23 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援

性暴力や様々なハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラルハラスメント等）などを防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発に取り組みます。また、性暴力被害者のための相談にも対応していきます。

1 性暴力、ハラスメントなどの防止に向けた啓発

様々な情報媒体や機会を活用して、ハラスメント等の防止に関する講座の実施、相談機関の情報提供など啓発活動の充実に努めます。

	主な取組	担当課
1	広報紙での情報提供	人権推進課 生活応援課
2	ホームページでの情報提供	人権推進課 生活応援課
3	講座・講演会の実施	人権推進課 生活応援課

2 性暴力被害者への相談の実施

性暴力被害者に対する相談を実施します。

	主な取組	担当課
1	相談事業の実施	生活応援課

施策 24 虐待の早期発見・救済

児童・高齢者・障害者への虐待を防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発、相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保のため早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な支援に努めます。

1 児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発

様々な情報媒体や機会を活用するとともに、キャンペーン活動などを通して、啓発活動の充実に努めます。

	主な取組	担当課
1	広報紙での情報提供	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
2	ホームページでの情報提供	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
3	講座・講演会の実施	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
4	キャンペーン活動の実施	養育支援課

2 児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実

児童・高齢者・障害者への虐待についての相談窓口を充実し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援を行います。

	主な取組	担当課
1	こども家庭センター（児童福祉部門）	養育支援課
2	長寿サポートセンター（地域包括支援センター）	地域ケア推進課
3	障害者虐待防止センター	障害者支援課

3 職員・相談員等の育成

相談業務のさらなるレベルアップを目指し、職員・相談員等に対して専門研修の実施、充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	職員、相談員に対する研修の実施	養育支援課

4 関係機関との連携

区内の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見・救済、支援ができる体制の確立を目指します。

	主な取組	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の実施	養育支援課
2	健診・相談等の事業における予防・早期発見	各保健相談所
3	地域自立支援協議会	障害者施策課
4	長寿サポートセンター等関係機関との連携	地域ケア推進課

施策の方向12 困難な状況にされている女性への支援

【現状】

- DVや性暴力、妊娠・出産期の課題など、女性が抱える複雑な問題への支援を目的として、女性相談支援員による相談窓口を設置し、対面・電話による相談体制を整備しています。
- 女性の就業環境においては、出産・育児などによる中断や非正規雇用の割合の高さから、貧困や生きづらさを抱えやすい傾向が指摘されています。
- 困難な状況にある女性が自ら支援にアクセスすることが難しく、相談体制や居場所づくりの重要性が高まっています。また、若年女性や生活困窮者、性暴力被害者など多様な困難を抱える女性が存在しており、支援の入口としての相談事業は一定の機能を果たしているものの、支援体制の整備が十分とは言えません。
- 令和6年度の意識実態調査によると、男女共同参画に関連する複数の用語について認知度を測定しており、「セクシュアルハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」といった用語は8割を超える認知が確認されています。一方で、「女性支援新法」に関する認知度は全体で15.0%にとどまっており、性別で見ると男性が12.5%、女性が17.5%と、認知には差があるものの、いずれも低水準にとどまっています。

【課題】

- 相談支援の入口が整いつつある中で、今後はより包括的な支援体制を庁内全体で構築することが求められます。各部署が主体的に連携し、制度の所管部門だけでなく、幅広い関係部署が役割を担うことで、支援対象者に必要な対応を円滑に届ける体制づくりが必要です。
- 困難な問題を抱える女性への支援を目的とした「女性支援新法」は、包括的かつ継続的な支援体制の整備に資する重要な制度ですが、認知度が低いことにより、その趣旨や活用方法が十分に区民に浸透していない状況が課題となっています。
- 「女性の居場所」提供団体との協働をさらに推進し、相談支援機能の質の向上と地域全体での女性支援体制の強化を図ることが重要です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
支援調整会議参加団体数	—	0団体	5団体

施策 25 相談支援体制の強化

DVや性暴力、妊娠・出産期の課題など、困難な問題を抱える女性への支援に向けて、庁内各部署が主体的に連携し、相談支援体制をより包括的に強化します。「女性支援新法」の趣旨に沿った支援を円滑に提供し、支援の入り口から継続的な対応まで一貫した支援を目指します。

1 困難を抱える女性への支援

「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行います。具体的には、女性が直面するDV、性暴力、妊娠・出産期の課題などに対応する相談支援に女性相談支援員が電話や面談で応じます。また、支援の手が届きにくく、困難な立場にあるヤングケアラーに対し、所管課と連携して面談や相談窓口の周知などの支援をします。

	主な取組	担当課
1	女性相談	生活応援課
2	ヤングケアラーへの支援体制の強化（新規）	養育支援課 生活応援課

2 江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の実施

地域における困難な問題を抱える女性等を関係機関、民間団体等で支援します。

	主な取組	担当課
1	江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（新規）	生活応援課

施策 26 民間団体との協働による支援

地域で安心して過ごせる第三の居場所（サードプレイス）としての「女性の居場所」提供団体との連携をさらに推進し、地域全体で女性を支える仕組みづくりを進めます。多様な主体との協働により、身近で安心できる支援の体制構築を図ります。また、困難な状況にある女性への支援を効果的に進めるためには、地域で活動する民間団体との協働が不可欠です。特に、若年女性への予防的支援や居場所づくり、民間団体の柔軟な支援活動と行政の制度的支援を組み合わせることで、包括的な支援モデルの構築を目指します。

1 女性の居場所運営費補助金交付事業の実施

自宅や学校・職場ではない居心地の良い「サードプレイス」を増やし、困難な問題を抱える女性への相談支援体制を強化するため、「女性の居場所」を運営する団体の運営費の一部を補助します。

	主な取組	担当課
1	女性の居場所運営費補助金交付事業（新規）	生活応援課

第3章 計画の推進について

1 ➤ 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内における男女共同参画の推進と、区民・関係団体との協働による体制を両輪として進めます。区は率先して庁内の意識向上や職場環境の整備を図るとともに、関係部署と連携した江東区男女共同参画推進行政会議の運営や学識経験者・団体代表者・公募区民により構成された江東区男女共同参画審議会の開催を通じて、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を把握し、施策の実効性を高めていきます。

これらの取組を通じて、区・区民・事業者が協力し、条例に基づく基本理念の実現を目指します。

2 ➤ 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、区では、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）に基づく継続的な計画・実施・評価・改善の仕組みを導入し、男女共同参画及び多様性の尊重に関する施策の着実な推進を図ります。

